

長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議  
協議事項

日時:令和2年4月22日(水)

11時00分から

場所:議長応接室

1 新型コロナウイルス感染症の県内の状況及び対応等について (資料第1号)

2 その他

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 長野県の緊急事態措置等

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本県では、4月7日に7都府県を対象区域とする緊急事態宣言が発令されたことを受けて、感染対策強化期間を設け、また、長野・松本両圏域に新型コロナウイルス警戒宣言を発令するなど感染防止に全力を挙げて取り組んでまいりました。

我が国における新型コロナウイルス感染症への対処の全般的方針は

- ・各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する
- ・重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす
- ・社会・経済機能への影響を最小限にとどめる

ことであり、今般、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、全ての都道府県が一体となり改めて対策を強化することが求められています。

特に本県では、感染拡大地域からの人の移動によって感染拡大の傾向が続いており、今後、大型連休において本県への人の移動が起これば、地域内でのまん延が急速に進み、医療が機能不全に陥るおそれがあります。こうした「人の移動による感染拡大」は、本県のみならず、全国的な感染拡大を防ぐ観点から直面する大きなリスクであり、これに対して十分な対策を講じることが、今最も求められているところです。

このことを踏まえ、これまでの取組に加え、本県が緊急事態宣言の対象区域とされている5月6日までの間、次の取組の強化を実施又は要請いたします。

県民・事業者の皆様には、感染拡大地域との往来を自粛することや、人との接触機会を極力減らすこと、医療機関での感染を防ぐこと、感染リスクが高い場所への出入りを避けることなど、これまでも「感染対策強化期間」や「新型コロナウイルス警戒宣言」に伴って様々なお願いをしてまいりました。これらに加えて、さらに厳しいお願いをすることとなりますが、自らの身を守る、そして、大切な方の命を守るため、何卒ご理解とご協力をお願いします。

県民一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。

## 1 県民の皆様へ（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項）

### 〔徹底した外出自粛の要請〕

- 人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請します。

「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。また、ご家族の健康管理にも留意してください。

（生活の維持に必要な場合

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

### 〔県域をまたいだ移動自粛の要請〕

- 県域をまたいで移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。

また、県外にお住まいの皆様におかれましても、不要不急の帰省や旅行など、県外から本県へお越しになることは絶対に避けてください。

なお、これまで行ってきた感染防止のための様々なお願いについても、引き続き徹底をしてください。

## 2 事業者の皆様へ

### 〔指定公共機関等の事業継続の依頼〕

- 指定公共機関、指定地方公共機関その他の社会生活の維持のため必要な事業者（インフラ、生活必需物資の供給、金融、物流・運送等）は、まん延期においても業務継続計画（BCP）に基づき事業が継続できるよう、感染防止策の徹底を図ってください。

### 〔一般の事業所における感染防止策の徹底等の依頼〕

- 職場への通勤は外出自粛等の要請から除かれますが、上記以外の事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より大幅に少なくなるよう努めてください。

また、職場における人の密度を下げ、手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気など感染防止策を徹底してください。

### 〔飲食店やスーパーマーケットにおける感染防止策の徹底等の依頼〕

- 飲食店においては、お客様の間隔を空けるなど感染防止策を強化するとともに、宅配やテイクアウトの導入を積極的に検討してください。

また、スーパーマーケットなど不特定の方が利用する店舗においては、レジで並ぶ場合に距離をとるなど、感染防止に配慮をお願いします。

#### 〔施設の使用制限の検討〕

- 施設の使用制限等については、感染拡大防止の効果や県民生活及び県内経済に対する影響を十分考慮した上、今後、国と協議して検討します。

### 3 県としての取組

#### 〔学校の休業等〕

- 県立学校については、全校一斉休業とします。なお、やむを得ず児童生徒を登校させる場合にあっては、感染拡大防止のための措置をさらに徹底します。  
市町村に対しても同様の措置をとるよう要請します。

#### 〔県有施設等の休止〕

- 県外等から利用者と呼び込むおそれがあることから、社会生活を維持するための施設を除き、不特定多数の方が利用する県有施設は、休止します。市町村に対しても、宿泊施設、道の駅、キャンプ場、美術館など誘客のための施設は休止を含めて検討するよう要請します。

#### 〔医療提供体制や検査体制の強化〕

- 初期診断から検体採取までを一貫して行う場を地域ごとに早急に設置するなど、医療提供体制や検査体制を迅速に強化します。

#### 〔県の業務体制の改革〕

- 県庁は、「新型コロナウイルス感染症対策」や「県民の生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、各所属の執務室における従事職員数を通常時の概ね5割減とします。

### 4 その他

#### 〔適切な購買活動についての依頼〕

- 物流や交通機関が全面的にストップすることはありませんので、日用品の買い占めなどは行わないでください。

#### 〔人権への配慮についての依頼〕

- 患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

# 第7回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和2年4月21日(火) 15:00～

場所：長野県庁西庁舎3階 301号会議室

## 次 第

### 議 題

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等（追加）について

- 2 その他

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等（第2弾）

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

4月17日、本県は、緊急事態宣言が全国に発令されたことを受けて「人の移動による感染拡大」を防止するため、第1弾として、「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」を中心とした措置を実施しました。

しかし、全国の状況を見ると、都市部からの人の移動が地方のクラスターの形成につながる例があとを絶ちません。帰省や旅行、不要不急の県域を越えた移動を止めていただき、感染拡大防止策のさらなる強化をはかることが、本県のまん延防止のためには不可欠です。

このため本県では、次のとおり、緊急事態措置の第2弾として、施設の使用停止（休業）の要請等を行うことといたしました。

具体的には、他県から人を呼び込む施設や、感染リスクが非常に高く、クラスターの発生のおそれのある施設に対して要請等を行います。

信州の観光、信州の夜の街をしばらくお休みにして、人との接触を8割減らすことが、自分を守り、大切な人々を守るとともに、本県の医療と社会を守ることにつながります。患者さんがこれ以上急速に増えると、救える命が救えなくなってしまう。まさに今が正念場です。

事業者の皆様には、多大のご負担をいただくこととなり、また県民生活や県内経済にも影響を及ぼすこととなりますが、現時点においては、県民の大切な命を守ることを第一義に考え、このような措置をとることとなりました。

県民、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

まん延を食い止めるために皆様のお力をお貸しください。

## 1 緊急事態措置等を行う区域

県内全域

## 2 緊急事態措置等を行う期間

令和2年4月23日から緊急事態宣言が発令されている期間（5月6日まで）

（準備の整った事業者においては、直ちに実施していただくようお願いします。）

## 3 緊急事態措置等の実施内容

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請

#### 【遊興施設、運動・遊技施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請】

- ① 既に他都道府県において多数のクラスターの発生が見られ、又は密集した空間に長時間の滞在を行うため、クラスターの発生のおそれが認められる下記の施設に対して、施設管理者又は当該施設におけるイベント主催者に施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止を要請します。

施設の種類	内訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス 等
運動・遊技施設	体育館、スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等

#### 【運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請】

- ② 社会生活の維持に必要な施設及び、①の施設と比較して感染リスクを下げて運営することが可能と考えられる施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策（法施行令第12条に定める措置）をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内訳
文教施設	小中学校、高校、特別支援学校、幼稚園 等
大学、学習塾等	大学、専修学校等の教育施設、自動車教習所、学習塾 等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、介護施設 等
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、コンビニエンスストア 等
住宅施設	共同住宅、寄宿舎、下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、鉄道、航空機、物流サービス 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署 等
その他	報道機関、葬儀場、理美容、ごみ処理関係 等



**【食事提供施設について営業時間の短縮等を要請】**

- ③ 食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがありますので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）を要請します。また、営業時間内においては②の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内訳
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店 等

※夜 8 時から翌朝 5 時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は夜 7 時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）。

**（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない措置**

**【県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼】**

下記の施設は、不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。また、営業を行う場合においては（1）②の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内訳
集会、展示施設 （主として観光客を対象とする施設）	博物館、美術館、文化ホール、水族館、動物園 等
観光・宿泊施設等 （主として観光客を対象とする施設）	ホテル・旅館（主にビジネス利用の施設を除く）、日帰り温泉施設、ゴルフ場、遊園地 等

※ホテル・旅館等宿泊施設における、主にビジネス利用の施設に対しては、法第 24 条第 9 項に基づく、適切な感染防止対策の徹底を要請

**（3）協力金等の支給**

（1）①若しくは③の要請、又は（2）の協力依頼に応じて休業又は営業時間の短縮等を行った事業者に対し、市町村と協調して、「県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金」（（1）①及び③関連）又は「県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止支援金」（（2）関連）を支給します。（詳細は資料 2）

長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

① 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
運動、遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。  ※2 観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スポーツクラブなどの運動施設	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンターなどの遊技場	対象	
	スケート場	対象	
	柔剣道場	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	
	バッティング練習場(※1)	対象外	
	陸上競技場(※2)	対象外	
	野球場(※2)	対象外	
	テニス場(※2)	対象外	
	サッカー場(※2)	対象外	
フットサル場(※1、※2)	対象外		
弓道場(※1)	対象外		
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
	プラネタリウム	対象	

長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

② 運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
文教施設	学校(大学等を除く)	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	幼稚園	対象外	
	小学校	対象外	
	中学校	対象外	
	義務教育学校	対象外	
	高等学校	対象外	
	高等専修学校	対象外	
	高等専門学校	対象外	
	中等教育学校	対象外	
	特別支援学校	対象外	
大学・学習塾等	大学	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	専修学校(高等専修学校を除く)	対象外	
	各種学校	対象外	
	自動車教習所	対象外	
	学習塾	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象外	
	インターナショナルスクール	対象外	
	英会話教室	対象外	
	音楽教室	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象外	
	そろばん教室	対象外	
	バレエ教室	対象外	
	体操教室	対象外	

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	放課後児童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	対象外	
	保健医療サービス提供施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
医療施設	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	整骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を 要請
	食料品売り場(移動販売店を含む)	対象外	
	百貨店における生活必需品売り場	対象外	
	ホームセンターにおける生活必需品売り場	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	ショッピングモールにおける生活必需品売り場	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
住宅施設	共同住宅	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を 要請
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス(宅配等)	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	作業場	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	事務所	対象外	
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
その他	メディア	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請  ※2物価統制令の対象となるもの
	葬儀場・火葬場	対象外	
	銭湯(公衆浴場)(※2)	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ランドリー	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	販売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品	対象外	
	花屋	対象外	
	クリーニング店	対象外	



長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

③ 食事提供施設について営業時間の短縮等を要請

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
食事提供施設	飲食店	対象外	<b>【要請内容】</b> 適切な感染防止対策の徹底を要請及び営業時間の短縮を要請  営業時間の短縮については、夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く)
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	居酒屋	対象外	

長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼

種類	施設	協力依頼	備考(注意事項等)
集会・展示施設 (主として観光客 を対象とする施設)	文化ホール	対象	【依頼内容】 休業の検討及び適切な感染防 止対策の徹底を依頼
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
観光・宿泊施設 等 (主として観光客 を対象とする施設)	テーマパーク	対象	【依頼内容】 休業の検討及び適切な感染防 止対策の徹底を依頼
	遊園地	対象	
	ゴルフ場	対象	
	体験施設(陶芸、ガラス工芸など)	対象	
	日帰り温泉施設	対象	
	ホテル・旅館(主にビジネス利用の施設を除く)	対象	
	簡易宿所	対象	

※ホテル・旅館等宿泊施設における、主にビジネス利用の施設に対しては、法第24条第9項に基づく、適切な感染防止対策の徹底を要請

## 休業要請等に伴い予算化を検討する主な事業

R2. 4. 21 財政課

## 【休業要請等に応じていただいた事業者への協力金等の支給】

## ○県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業費

《遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、食事提供施設への協力金の支給》

## 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金

感染拡大を防止するため、県からの休業や夜間の営業時間の短縮等の要請に応じた施設管理者等に対し、市町村と協調して 30 万円を支給

(対象となる施設) キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、体育館、スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、劇場、映画館、飲食店・喫茶店(夜8時から翌朝5時までの間営業自粛等を要請) など

《観光・宿泊施設等への支援金の支給》

## 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止支援金

感染拡大防止に向け、休業した観光・宿泊施設等管理者に対し、市町村と協調して 30 万円を支給

(対象となる施設) 博物館、ホテル、ゴルフ場等(いずれも主として観光客を対象とする施設) など

## 【事業者の経営支援】

## ○中小企業融資制度資金

事業者等の資金繰りを支援するため、3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置きで、既往の信用保証付き融資からの借換えも可能な資金メニューを追加

(長野県新型コロナウイルス感染症対応資金)

- ・貸付対象者 売上高が前年同期比5%以上減少した事業者等
- ・貸付限度額 3,000万円(設備資金と運転資金の合計)
- ・貸付利率 年1.3%又は年1.6%

※ 当初3年間利子補給を実施(一定の要件あり)

- ・融資可能額 500億円(既存メニューを含め1,300億円の融資可能額を確保)

## ○飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業

テイクアウトや宅配など、飲食・サービス事業者等がグループで行う事業の多角化等に向けた新たな取組を支援

(支援内容) 設備導入や販路開拓への助成(上限300万円)、アドバイザーチームによる相談支援

## ○飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援事業費

クラウドファンディングを活用して飲食店等の資金繰りを支援するため、事態収束後に利用できる食事券等を販売する仕組みの構築を支援

(支援内容) クラウドファンディング手数料等を助成

## 【暮らしの下支え】

### ○生活福祉資金緊急小口等特例貸付事業費

休業等に伴う収入減少により、緊急に生活資金が必要な世帯等への無利子・保証人不要の貸付けを実施

(貸付上限) 10万円 (学校の休業等の特例 20万円)

### ○住居確保給付事業費

休業等に伴う収入減少により、住居を失う恐れが生じている者に住居確保給付金を支給

(支給額) 単身世帯：月額 31,800円以内、3～5人世帯：月額 41,300円以内 等

### ○文化芸術活動支援事業費

文化イベント等の開催自粛に伴い発表機会を失った長野県ゆかりのアーティストの作品創作費を助成するとともに、相談支援を実施

(助成対象) インターネット上で鑑賞可能な作品創作費

## (参考) 国の緊急経済対策における主な支援策

### 《事業者に対する支援》

#### ○持続化給付金

売上が前年同月比 50%以上減少している事業者に対し、法人 200万円、個人事業者等 100万円を上限に現金給付

#### ○雇用調整助成金の特例措置の拡大(助成率最大 9/10、非正規雇用も対象)

#### ○収入減となった事業者の国税・地方税、社会保険料の納付を1年間猶予

#### ○家賃の支払い猶予など、ビル所有者等に対する柔軟な措置の要請

### 《暮らしの下支え支援》

#### ○全国全ての人々に一人当たり 10万円を給付

#### ○子育て世帯に対し、児童一人当たり 1万円の臨時特別給付金を支給